

平成26年第1回子ども・子育て会議における  
議事内容への質問に対する回答について

▼特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関連するもの

質問事項	特定教育・保育の取扱方針について
質問内容	幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとあるが、現状として①認定こども園②幼稚園③保育所の教育・保育は大きな違いはあるのか。（①②③での教育・保育内容に違いをあまり感じない）
回答	<p>まず、幼稚園は小学校の教育の基礎をつくるための教育を行う学校であり、幼稚園教育要領により教育を提供しております。</p> <p>保育所は、0歳児からの乳幼児を保護者に代わって保育する施設で、年齢に応じた内容の保育を提供することが特徴である一方、3歳以上の教育内容については、幼稚園で行う教育との整合性が持たれており、幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設となっております。</p> <p>そのため、いずれの施設におきましても、教育・保育内容は整合性が持たれており、要領等の中身をみましても教育・保育の“ねらい”や内容に、共通部分が多くあることから、保育士等が行う日々の教育・保育内容に大きな違いは無いものと考えております。</p> <p>なお、施設的な特徴につきましては、別添資料のとおりとなりますが、各施設ごとに様々な方針を掲げていることや、英語教室など、特色のある教育・保育を提供しているものです。</p>



## 新制度で増える教育・保育の場

幼稚園・保育所に加えて、〈認定こども園〉の普及を図ります。  
〈地域型保育〉を新設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つまた、新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童

多く利用されてきました。

「認定こども園」を普及していきます。

の多い都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。

### 幼稚園

3~5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

### 保育所

0~5さい



就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

### 教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です(平成18年に導入)。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます。

### 地域型保育

0~2さい



施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0-2歳の子どもの預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0-2歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

3つのポイント

1

保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。

2

保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。

3

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

4つのポイント

1

#### 家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。

2

#### 小規模保育

少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

3

#### 事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

4

#### 居宅訪問型保育

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

※お住まいの地域で実際にどのようなサービスが提供されるのかは、市町村におたずねください(06ページ参照)

▼放課後児童健全育成事業の設備・運営基準に関するもの

質問事項	支援員の資格について
質問内容	国の基準では、支援員の他に補助員に代えることができるかとあるが、補助員の資格はあるのか。
回答	支援をする際には、支援員の人数を2人以上とすることとなっており、うち1人は国の基準が示す内容の資格を有していなければなりません。 国の基準では、その1人を除いて、補助員に代えることができるとなっており、補助員の資格については特に示されておられませんので、資格を有していなくてもよいものと考えております。

▼放課後児童健全育成事業の設備・運営基準に関するもの

質問事項	設備基準について
質問内容	省令及び市のガイドラインでは、専用区画の面積基準1人につき、1.65平方メートル以上とされているが、事前の調査結果で47クラブ中19クラブが基準を満たしていないという結果であったことを受け、市の方針では基準面積未満であっても例外的な取扱い規定を設けることとしている。 ついては、基準面積未満のこれらの19クラブの1人あたりの面積の程度に関わらず、すべて例外規定で対象とすることとなるのか。
回答	専用区画の面積については、建物の広さの制約もあることから、国の基準を満たすためには建物の増築や別の広い建物を見つけるといった、難しい課題を解決しなければなりません。 そのため、既存の放課後児童クラブについては、来年度までに対応できないクラブが多いと思われるため、その対応にはかなりの時間がかかるものと考えます。 また、放課後児童クラブを新規開設する場合は、国の基準に合った面積を確保するように説明して参りたいと考えております。

▼放課後児童健全育成事業の設備・運営基準に関するもの

質問事項	支援員の数について
質問内容	<p>省令では、支援の単位はおおむね 40 人以下、支援員は支援の単位ごとに 2 人以上とされており、また市ガイドラインでは、登録児童数 35 人以下で指導員 2 人以上としているが、市の方針では 40 人以下で指導員 2 人以上としている。</p> <p>ついては、市ガイドラインと市の方針との整合性を図るため、市ガイドラインを見直すべきではないか。</p>
回答	<p>市の基準を条例化するにあたり、子ども子育て会議でご検討いただきますが、条例案が議会において議決されたのち、来年度に向けて市のガイドラインを見直し、条例との整合性を図ります。</p>

▼放課後児童健全育成事業の設備・運営基準に関するもの

質問事項	支援員の数について
質問内容	<p>支援員の数について、市のガイドラインでは登録児童数 35 人以下と 36 人以上で支援員の数を定めているが、方針案では児童数 40 人未満と 40 人以上となっている。</p> <p>児童数の区切りが両者で異なる理由はあるのか。また、条例ではどちらの基準を採用するのか。</p>
回答	<p>現在の市のガイドラインでは、ひとつの支援単位の児童数は、36 人から 45 人程度が望ましいとしております。</p> <p>また、市のガイドラインでは児童数 35 人を区切りとしており、35 人以下は指導員 2 人以上、36 人以上は指導員 3 人以上と規定しております。</p> <p>しかし、今回、国が参酌基準として、支援する際の児童数を「おおむね 40 人以下」と定めたことや今後児童数の増加が見込まれる一方で、指導員の確保も年々難しくなっている状況を踏まえ、当市の基準条例化に当たっては、40 人以下の場合は支援員の人数を 2 人以上とし、40 人を超える場合は、3 人以上とする方針案といたしました。</p>

▼放課後児童健全育成事業の設備・運営基準に関するもの

質問事項	放課後児童クラブを小学校内で実施することについて
質問内容	<p>働くお母さんが増えたことにより、放課後児童クラブを利用する児童が増え、部屋が狭くて大変であると聞いている。</p> <p>テレビなどでは、学校の空き教室を使うということが言われているが、八戸市ではあまり空き教室を使わせたくないということらしいが、それは市のこども家庭課と教育委員会が繋いでくれないと開設できないのではないか。</p>
回答	<p>当市の小学校では、児童数の減少により使用されなくなった教室は、工作室や会議室等として使用されており、残念ながら空き教室（余裕教室）は無い状況にあります。</p> <p>現在、小学校の一部の教室を使用している放課後児童クラブは、空き教室ではなく、通常使用している特別教室等を放課後一時的に貸している形態であり、恒常的な使用を認めているものではありません。また、恒常的な使用のためには、財産処分や補助金返還等の転用手続きが必要になります。</p> <p>以上の対応は、文部科学省が空き教室（余裕教室）について、将来の学校教育用のスペースを十分に確保し、その上で生じた空き教室については、転用手続きをした上で活用するよう考えを示しているため、県からも同様の手続きをするよう指導を受けている状況です。</p> <p>また、学校施設と放課後児童クラブの使用区域を分離せずに実施する場合（特に玄関やトイレ等）、双方の施設の安全管理等が充分でない状況になることや、事故が発生した際に責任の所在が不明確になるなどの問題もあります。</p> <p>以上、国・県からの指導及び管理責任等の問題から、考えられる手法としては、学校用地を借用してプレハブ建築物を設置し、放課後児童クラブを実施する方法が管理責任や費用の面でも明確であり、現時点では最も可能性がある方法と考えられます。</p> <p>現在、放課後児童クラブを小学校で開設する際のこのような問題は、全国的な問題であり、国も検討中であるため、今後国の動向に注視しながら、教育委員会も含めた関係各課と連携し、検討して参りたいと考えております。</p>